

令和3年12月22日付
鳥取県公報号外第111号別冊

令和2年度決算に係る
財政的援助団体等監査結果報告書

令和3年12月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 1 0 3 号
令和3年12月22日

鳥取県議会議長 内田博長様
鳥取県知事 平井伸治様
鳥取県公安委員会委員長 勝部芳子様

鳥取県監査委員 桐林正彦

鳥取県監査委員 山根朋洋

鳥取県監査委員 奈良井 恵

鳥取県監査委員 福田俊史

財政的援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して令和2年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

第 1 監査結果報告	
1 監査の概要	1
(1) 監査の種類	1
(2) 監査の範囲及び目的	1
(3) 監査の実施方法	1
(4) 監査実施団体の数	1
(5) 監査実施期間	2
(6) 監査の執行者	2
2 監査の実施状況	3
(1) 概 要	3
(2) 実施団体別の状況	4
ア 地域づくり推進部所管団体	4
イ 福祉保健部所管団体	4
ウ 生活環境部所管団体	4
エ 商工労働部所管団体	5
オ 農林水産部所管団体	5
第 2 監査意見	
1 財務会計規程の遵守体制について	6
生活環境部、商工労働部、農林水産部（くらしの安心局住まいまちづくり課、産業 未来創造課、農業振興監経営支援課、森林・林業振興局林政企画課）	
2 公益財団法人鳥取県造林公社における経営改革プランの進捗管理と見直しについて	7
農林水産部（森林・林業振興局林政企画課）	
(参考 1) 令和 2 年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧	8
(参考 2) 令和 2 年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要	9
(参考 3) 監査処置基準等について	10

第1 監査結果報告

1 監査の概要

鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し、及び鳥取県監査実施要綱（令和2年2月18日監査委員決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり監査を実施した。

（1）監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等監査

（2）監査の範囲及び目的

監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを確認することを目的として実施した。

（3）監査の実施方法

財政的援助団体等監査は、実施要綱第5章に基づき事務監査を行い、その後、本監査を行った。

① 事務監査

複数の職員が監査資料を基にして、責任ある立場にある者及び担当者から説明を聴取し、関係する書類又は帳簿を検査し、並びに必要なに応じて、資料の提出を求め、又は現場を検分する方法により行った。ただし、監査対象機関の本監査を書面監査により実施することとした監査対象機関については、監査資料を基に行った。

② 本監査

監査資料を基にして実地監査を行った。ただし、書面監査により実施することとしている監査対象機関の本監査は、監査資料を基に書面監査を行った。

なお、令和2年度決算に係る財政的援助団体等監査については、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定した監査実施期間の大半において同感染症対策として非接触型勤務の徹底が求められたことから、監査の実施団体数を当初計画していた29団体から9団体（うち3団体を書面監査）に変更して実施した。

（4）監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出 資 団 体	31[32]	6[10](13)	6[9]	0[1]
指 定 管 理 者	13[12]	0[4](5)	0[1]	0[3]
補助金等交付団体	232[202]	3[16](11)	0[6]	3[10]
合 計	276[246]	9[30](29)	6[16]	3[14]

注1 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

注2 表中の[]は前年度、()は当初計画

(5) 監査実施期間

事務監査：令和3年6月11日及び同年9月13日から同年10月22日まで

本監査：令和3年7月6日及び同年10月1日から同年11月2日まで

(6) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	桐林 正彦
同	山根 朋洋
同	奈良井 恵
同	福田 俊史（令和3年7月6日から）
同	広谷 直樹（令和3年7月5日まで）

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員山根朋洋は、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構について監査を行っていない。

2 監査の実施状況

(1) 概要

監査の処置区分には勧告、指摘及び注意がある。不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等のうち、監査委員が特に必要と認めたものは**勧告事項**とし、それ以外のものを**指摘事項**とした。また、不適正の度合いが比較的軽易なものは**注意事項**とした。

今回、監査を行った結果、一部の事務処理について不適正な事項が認められたが、勧告事項に該当するものは認められなかった。

指摘事項については、該当する事項があったので、その内容を公表するとともに、別途文書により関係する部局長及び該当する団体の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知した。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施団体別の状況に記載している。

また、次に掲げるとおり注意事項に該当する事項もあったので、関係する部局長及び該当する団体の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起した。

ア 支出事務

通勤手当の支給誤りその他の支出事務手続の不適正

イ 契約事務

契約に定める書類の未受理その他の契約事務手続の不適正

ウ 補助金等の執行に関する事務

助成要件の未確認その他の補助金等に係る事務手続の不適正

エ その他の事務

財務諸表の記載不備その他の事務手続の不適正

(2) 実施団体別の状況

ア 地域づくり推進部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
智頭急行株式会社	令和3年10月21日	出資金額	152,500,000円
		出資比率	33.8%
		補助金等	3,864,000円

備考（イからオまで同内容のため、以後の記載は省略する。）

注1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。

なお、指摘事項のある団体については、所管する部局ごとに記載している。

注2 指定管理施設名に（指名）と記載しているのは、指名指定である。

注3 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに（書面監査）と記載している団体は書面監査を行った団体である。

注4 財政的援助等の概要の欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下を切り捨てている。

注5 財政的援助等の概要の欄の補助金等の金額は、県が令和2年度に支出した補助金等（貸付金を除く。）及び県からの貸付金の令和2年度末の残高の合計額である。

注6 財政的援助等の概要の欄の指定管理の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて令和2年度に支出した委託料である。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

イ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
社会福祉法人フォイボス	令和3年10月25日 (書面監査)	補助金等	61,065,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

ウ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県住宅供給公社	令和3年10月28日	出資金額	4,000,000円
		出資比率	100.0%
		補助金等	2,960,737,014円
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 〔指定管理施設〕 ・天神川流域下水道 (指名)	令和3年7月6日	出資金額	1,500,000円
		出資比率	50.0%
		指定管理	436,093,597円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

エ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	令和3年10月21日	出資金額	3,254,729,320円
		出資比率	100.0%
		補助金等	876,898,122円
境港貿易振興会	令和3年10月19日 (書面監査)	補助金等	19,093,090円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県産業技術センター開放機器等の利用許可等について、使用料減免申請書を受理しないまま使用料を減免しているものがあった。
(地方独立行政法人鳥取県産業技術センター：所管課 商工労働部産業未来創造課)

オ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構	令和3年10月28日	出資金額	1,010,000円
		出資比率	50.2%
		補助金等	245,336,208円
公益財団法人鳥取県造林公社	令和3年11月2日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	100.0%
		補助金等	26,158,240,413円
智頭町木材協会	令和3年10月1日 (書面監査)	補助金等	10,279,901円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

第2 監査意見

監査の結果、重要と認められる次の2項目について、監査委員の意見として提出する。

1 財務会計規程の遵守体制について

生活環境部（所管課：くらしの安心局住まいまちづくり課）

商工労働部（所管課：産業未来創造課）

農林水産部（所管課：農業振興監経営支援課、森林・林業振興局林政企画課）

・監査対象：鳥取県住宅供給公社（出資、補助金等）

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（出資、補助金等）

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（出資、補助金等）

公益財団法人鳥取県造林公社（出資、補助金等）

出資団体の中には、契約の手續や会計その他財務に関する事務手續について、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）や鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）等（以下「会計規則等」という。）を準用して行っているところがあるが、その会計規則等に準じている契約事務等について、不適正な事例が見受けられた。

その要因として、会計規則等に係る事務処理要領等の改正情報の提供が的確に行われていないことや理解不足などが考えられ、出資団体への適時の情報提供や出資団体職員の会計規則等に対する習熟も求められるところである。

このため、平成20年度決算に係る財政的援助団体等監査においても、「会計規則等を準用している出資団体について、会計規則等の習熟を深める機会を確保するとともに、会計規則等の改正等の情報をこれらの団体にも提供するなど、所管課と団体が連携を密にして情報の交換を行い、団体の業務の実態に合わせた財務会計事務が適正に行われるように配慮されたい。」とした監査意見を申し述べたところであるが、近年、こうした対応が不十分であることから、不適切な事務が散見されるところである。

については、改めて所管する出資団体との連携を密にし、習熟を深める機会の確保や必要な執務情報の提供を適宜行い、財務会計事務が適正に行われるよう配慮されたい。

なお、令和2年度決算に係る財政的援助団体等監査の対象としなかった出資団体においても財務会計事務が適正に行われるよう、各所管課で改めて点検するとともに、同様の配慮を継続されたい。

また、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）でも会計規則等に準じて財務会計事務を執行しているところであるが、センターの会計規程には会計規則等に準じるとする旨の明文の規定がなく、職員の認識が十分でないことに起因する不適正な事務処理も散見されるところである。

については、センターの会計規程に定めのない事項については、県会計規則等を準用することを明文化すること等により、財務事務の適正な実施を図られるよう検討されたい。

2 公益財団法人鳥取県造林公社における経営改革プランの進捗管理と見直しについて

農林水産部（所管課：森林・林業振興局林政企画課）

・監査対象：公益財団法人鳥取県造林公社（出資、補助金等）

公益財団法人鳥取県造林公社（以下「公社」という。）は、森林資源の造成並びに水資源のかん養を図り、もって農山村の振興と県民の福祉の向上に寄与することを目的に事業に取り組んできた。しかし、昭和 50 年代後半からの木材価格の大幅な下落による影響を受けたため、経営見直し等により改善を図ってきた。

また、平成 24 年には外部委員からなる「財団法人鳥取県造林公社経営検討委員会」からの「経営改善を進めながら公社として存続させる」との提言を受け、平成 25 年 2 月に令和 66 年度を最終事業年度とする「鳥取県造林公社経営改革プラン」（以下「プラン」という。）を策定した。

プランでは、10 年 1 期とする事業期間を設定し、現在は、「鳥取県造林公社第 1 期経営改善計画」（H25～R4）の実施に努め、第 2 期（R5～R14）には、単年度での黒字化を目標としている。

しかしながら、平成 25 年度から 29 年度までは面積、材積、販売収入のいずれも計画を上回る実績があったものの、平成 30 年度以降については、自然災害や利用間伐地の立地条件、労働力不足等と、加えて令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症の影響からの木材需要の減少、出荷先の受入れ制限などで計画の下振れが生じている。更には、間伐等に係る労働力の不足は今後も見込まれ、計画どおりの進捗が図られるか懸念するところもある。

については、これからのプランの見直しや、第 2 期経営改善計画の策定に当たっては、第 1 期計画の分析や検証を十分に行うとともに、航空レーザ計測等を活用した資産の的確な把握にも努められ、実態に即したものとなるよう検討されたい。

また、これらの内容について、広く県民理解が得られるよう分かりやすく丁寧な広報に努められたい。

参 考

(参考1)

令和2年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	団体名	財政支援の種別			本監査 実施日	所管部局等
		出資	指定	補助		
1	智頭急行(株)	○		○	R3.10.21	地域づくり推進部 中山間・地域交通局地域交通政策課
2	(社福) フォイボス			○	R3.10.25	福祉保健部 ささえあい福祉局福祉監査指導課 福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課
3	鳥取県住宅供給公社	○		○	R3.10.28	生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課
4	(公財) 鳥取県天神川流域下水道公社	○	○		R3.7.6	生活環境部 暮らしの安心局水環境保全課
5	(地独) 鳥取県産業技術センター	○		○	R3.10.21	商工労働部 産業未来創造課
6	境港貿易振興会			○	R3.10.19	商工労働部 通商物流課
7	(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構	○		○	R3.10.28	農林水産部 農業振興監経営支援課
8	(公財) 鳥取県造林公社	○		○	R3.11.2	農林水産部 森林・林業振興局林政企画課
9	智頭町木材協会			○	R3.10.1	農林水産部 東部農林事務所八頭事務所

※ 「団体名」の(株)は株式会社を、(社福)は社会福祉法人を、(公財)は公益財団法人を、(地独)は地方独立行政法人を表している。

(参考2)

令和2年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要

1 処置の件数

(単位:件、(団体))

区 分	勸告	指摘	注意	合計	監査実施 団体数
令和2年度決算に係る監査結果	0(0)	1(1)	23(6)	24(6)	9
令和元年度決算に係る監査結果	0(0)	10(6)	71(23)	81(24)	30
平成30年度決算に係る監査結果	—	4(2)	92(23)	96(23)	30
平成29年度決算に係る監査結果	—	10(6)	84(27)	94(29)	40
平成28年度決算に係る監査結果	—	6(4)	63(21)	69(21)	39

(注1) 合計欄は実件数又は実機関数であり、重複により各内訳の合計と一致しないことがある。

(注2) 勸告は、平成29年の地方自治法の改正により令和2年4月(令和元年度決算)から適用された。

2 処置の事項別内訳

区 分	2年度決算に係る監査結果			元年度決算に係る監査結果			30年度決算に係る監査結果		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	0	0	0	1	1	0	1	1
収 入	1	0	1	2	1	3	1	4	5
支 出	0	3	3	1	3	4	1	5	6
契 約	0	12	12	3	39	42	1	22	23
補助金	0	2	2	0	15	15	0	20	20
工 事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財 産	0	0	0	1	9	10	0	4	4
その他	0	6	6	3	3	6	1	36	37
合 計	1	23	24	10	71	81	4	92	96

3 指摘事項(1件)の内訳

区 分	件数	事 由	指摘の対象
収 入	1	使用料減免手続の不適正	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
合 計	1		1団体

4 注意事項(23件)の内訳

区 分	件数	事 由
支 出	3	支払手続の誤り、通勤手当の支給誤り 等
契 約	12	契約に定める書類の未受理、契約手続の不備 等
補助金	2	助成要件の未確認、事務手続の不適正 等
その他	6	財務諸表の記載不備、会計帳簿の未整備 等
合 計	23	

(参考3)

監 査 処 置 基 準 等 に つ い て

1 財政的援助団体等監査における監査処置基準等について

- (1) 財政的援助団体等監査における処置(勧告・指摘・注意)は、鳥取県監査実施要綱(下記2)により行っている。
- (2) 指摘の具体的基準は、定期監査に係る監査処置基準の運用指針(下記3)に準じて行っている。
- (3) 処置は、主に財政的援助団体の事務が当該団体の会計規程、県補助金交付要綱、指定管理協定書に適合しているかどうかを基準としている。
- なお、処置は、前年度の処置に対する改善状況等を考慮して行っているため、監査処置基準の運用指針と異なることもある。

2 鳥取県監査実施要綱(抜粋)

別表第3(第5条関係)

監 査 処 置 基 準

処置区分	処置の事案	処置の内容
勧告	次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの 1 法令(条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。)に違反したものの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく勧告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める
指摘	1 法令に違反したものの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考 上記の処置区分による処置が適当でないと思われるときは、その他の処置をすることができる。

注 上記の「処置の内容」について、財政的援助団体等監査においては、部局長に対して団体に改善を促すよう通知するとともに、団体の長に対して適切に対処するよう通知することとしている。

3 監査処置基準の運用指針(要旨)

区 分	項 目	指摘の具体的基準
2 収 入	○収入事務の不適正	○その他収入事務に関し適正でないもの 重大なもの又は著しいもの